



毎年11月25日には世界の指導者たちが性別に基づく暴力を非難しているが、変化をもたらすことはできなかった。2011年は大きな転機となる。この条約により、欧州評議会は変化をもたらすための実際的手段を提供することができる。

条約の4原則(4つの P)

- 防止 (Prevention)
- 被害者の保護 (Protection of Victims)
- 違反者の訴追 (Prosecution of Offenders)
- 統合され、全体論的に調整のとれた方針 (Policies-Integrated, Holistic Co-ordinated)



欧州評議会条約の12章

- 1: 目的、範囲、定義
- 2: 包括的かつ調整のとれた方針
- 3: 防止
- 4: 保護
- 5: 実体法
- 6: 訴追
- 7: 移住と庇護
- 8: 国際協力
- 9: 監視メカニズム
- 10-12: 他の国際文書との関係

条約ホームページ:

<http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/convention-violence/>



調整のとれた方針

- 被害者の権利を中心に置く (7条)
- 十分かつ適切な財源と人的資源、およびNGOの評価 (8/9条)
- 調整機関(10条)
- データの収集とリサーチ(11条)



防止

- 教育
- 専門家の教育
- 認識の向上
- 加害者プログラム
- メディア・ポリシーとメディア・リテラシー



実体法

「名誉」の名のものと暴力
精神的な暴力
ストーキング
強制結婚
性的暴力
女性性器切除
強制中絶／不妊化
セクシュアル・ハラスメント



保護

- 被害者のための情報 (22条)
- 避難所の提供 (23条)
- 全国共通電話ホットライン (24条)
- 性的暴力被害者の支援 (25条)
- 警察組織による緊急保護 (50条)
- リスク評価 (51条)
- 加害者を家庭から退去させる(52条)



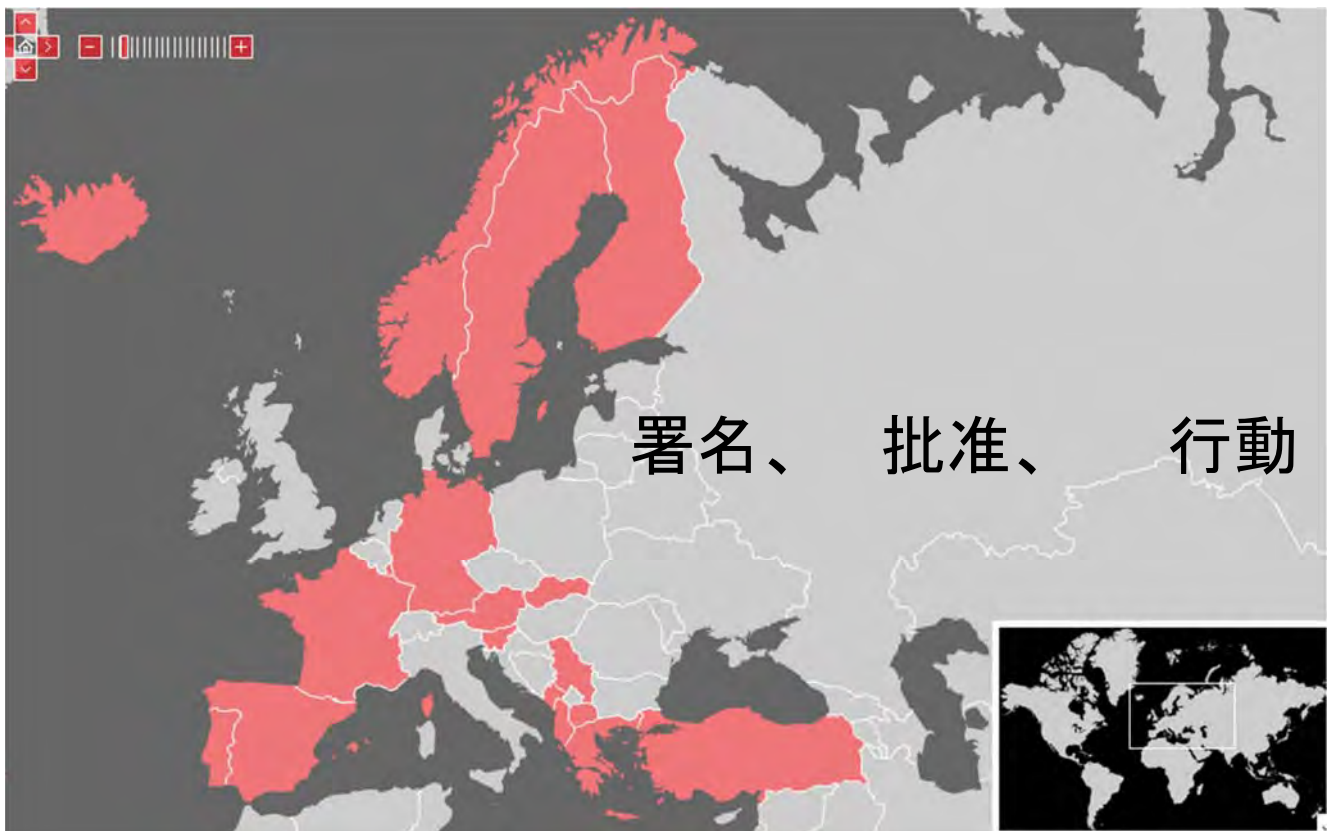
本条約の独自性の理由

- 包括的で明確に法的拘束力のある基準
- 実施メカニズム
- 専門監視委員会



監視と評価

- 専門家グループ(GREVIO)
- 実施状況の評価
- より良い実施についての勧告
- 締約国委員会



各国はなぜイスタンブール条約を 批准しなければならないか

- 原則：人道上、救命
- 社会的：平等と尊重
- 財政的：女性と女子に対する暴力のコスト



クリス・グリーン、ホワイトリボン・キャンペーン理事

日本 2012年3月